

「おかしいな」「どうしよう」と思ったなら……



消費生活相談員に 一人で悩まずご相談ください

近年、悪質商法や振り込め詐欺、

商品事故、食品偽造等、さまざま
な消費問題が発生し、その手口は
年々、複雑で巧妙化しており、被
害額も高額になっています。また、

これまで主な被害は高齢者が多く
なっていました。パソコンや携
帯電話等の普及によるネットトラ
ブルも多くなり、老若男女問わず
誰でも消費者トラブルに巻き込ま
れる可能性があります。

町ではこれまでも被害の未然防
止のために消費者生活相談窓口を
設けていましたが、平成27年4月
から、消費生活相談員が常駐して
住民の皆様への消費生活に関する悩
みや相談を受け付けています。消
費生活で「しまった」「困った」「ど
うしよう」と思われたら、一人で
悩まずに消費生活相談員へご相談
ください。

◆**こんなときには相談しましょう**
・注文してないのに健康食品が
送られてきた
・太陽光発電工事が無料でできる
と勧誘を受けてわからないまま

契約してしまった

・登録した覚えのないサイト業者
からの代金請求メールが届いた
・子どもがプレイしていた無料の
ゲームサイトのはずが高額の料
金請求が届いた

◆**相談窓口**
消費生活相談員への相談は電話
または、直接住民課生活環境交通
担当窓口までお越しください。町
内にお住まいの方なら、どなたで
もお気軽にご相談できます。

◆**消費生活相談員専用ダイヤル**
(住民課内) ☎025500
住民課生活環境交通担当
☎06578

◆**滋賀県消費生活センター**
(滋賀県湖東合同庁舎内)
☎0749123109999
受付時間：祝日年末年始を除く
9時15分～16時

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十回特別弔慰金

が支給されます

●特別弔慰金の趣旨

戦後70年に当たり、今日の我が国
の平和と繁栄の礎となった戦没者等
の尊い犠牲に思いをいたし、国とし
て改めて弔慰の意を表するため、戦
没者等のご遺族に特別弔慰金(記名
国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご
遺族に一層の弔慰の意を表するた
め、償還額を年5万円に増額するこ
とにも、5年ごとに国債を交付する
こととしています。

●**支給対象者**
戦没者等の死亡当時のご遺族で、
平成27年4月1日(基準日)におい
て、「恩給法による公務扶助料」や「戦
傷病者戦没者遺族等援護法による遺
族年金」等を受ける方(戦没者等の
妻や父母等)がいない場合に、次の
順番による先順位のご遺族お一人に
支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病
者戦没者遺族等援護法による弔
慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖
父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を
有していること等の要件を満たし
ているかどうかにより、順番が入
れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の
三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1
年以上の生計関係を有していた方
に限りです。

●**支給内容**
額面25万円、5年償還の記名国債

●**請求期間**
平成27年4月1日から
平成30年4月2日

●**請求窓口** 福祉課 福祉担当
※なお、平成32年4月1日を基準日
とする特別弔慰金については、平
成32年4月1日から請求受付を開
始する予定です。

請求手続など詳しくは、福祉課(☎
065773) および県健康福祉政策
課(☎077152813514)ま
でお問い合わせください。